

市議会の動き

北5西5街区整備事業 プロポーザル応募提案の 概要報告について説明を聴取 建設委員会

1月17日から24日までに開かれた委員会の活動状況などをお知らせします。

編集●札幌市議会事務局 ☎211-3162

市議会ホームページアドレス ● <http://www.city.sapporo.jp/gikai/>

北五西五街区整備事業プロポーザル(※)応募提案の概要報告について、担当部局から説明を聴き、質疑を行いました。

※北五西五街区整備事業プロポーザル

北五西五丁目に集約された市有地の有効活用を図るため、広く民間企業から公募した事業計画案

●議会トピックス

「子ども議会」開催される

一月八日、市内の小中学生六十人が「札幌市子ども議会」の議員として本会議場に集まり、札幌のまちづくりについて市長にさまざまな提案をしました。

提案は、公園整備や児童虐待防止、子供のまちづくり参加など、テーマごとに検討を進めてきた五つの委員会が、



札幌の未来を担う「議員」たち

■文教委員会

△一月二十四日▽

「不登校児童支援の強化を求める請願」の初審査と「不登校の児童生徒をサポートしている民間教育施設（フリースクール）に対する公的支援を求める陳情」の再審査を行い、いずれも継続審査としました。

■厚生委員会

△一月十七日▽

「支援費制度導入による障

害者施策の充実を求める陳情」、「居宅介護における移動介護（外出介護）の完全実施を求める陳情」の初審査を行い、継続審査としました。

△一月二十四日▽

「子育てしやすい街づくりと保育の公的拡充を求める陳情」の初審査を行い、継続審査としました。

■建設委員会

△一月二十四日▽

模型や寸劇など工夫を凝らした手法で行い、最後に議員代表から市長に提案書が手渡されました。

●お知らせ

市議会の歩みなどをパネルで紹介

本市議会は昨年十月、開設

八十周年を迎えました。これを記念して作成したパネルを展示しています。ぜひ、お立ち寄りください。

展示場所市役所18階の本会議場傍聴席入り口前ロビー。

見学時間午前8時45分～午後5時15分（土・日曜、祝・休日、年末年始を除く）。

●議会ミニ知識【市議会の地位】

市議会など地方議会の設置と議員の選挙について、憲法は次のように定めています。

第九十三条 地方公共団体

には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

市議会が国会と同じく、住民意思を代表する機関であることがここで明確にされています。しかし、市議会議員も市長も共に市民の直接選挙で選ばれることから、市議会は、次のように、国における国会とは異なる地位にあります。

○市議会と市長は互いに独立対等

市議会は市の最高機関ではなく、市長と権限・責任を分担して行政の運営に当たっています。

○市議会の意思決定範囲は法律などで限定

市議会は市のすべての意思決定を行うのではなく、法律などで決められた範囲内で意思決定をします。それ以外の意思決定や行政執行については市長の権限に属します。

○市議会も市長も立法機関

市議会は、市の意思決定機関として、条例を制定する権限を持っていますが、唯一の立法機関ということではなく、市長も規則を制定する立法権限を持っています。